

質 疑 回 答 書

令和6年2月7日

工事名又は業務名

吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事設計業務

質 疑 事 項 (入札実施要領:P2 13 入札参加資格 (5))

・参加資格要件で、同じ施設用途(平成31年国土交通省告示第98号別添二 第十二号 第1類とする。)及び構造(木造に限る。)の実施設計。と記載有りますが、第十二号1類用途の案件(木造以外)、木造実績の案件(第十二号1類以外)と別々の案件でも実績として認めて頂けますでしょうか。

回 答

吹田市公告第23号 制限付一般競争入札実施要領 13 入札参加資格 (5)イ及び(6)イに記載の施設用途(平成31年国土交通省告示第98号別添二 第十二号 第1類)の実績と構造(木造)の実績は1つの案件で同時に満たす必要があります。施設用途と構造が別々の案件では実績として認められません。

質 疑 事 項 (図面番号: _____ 番 仕様書: _____ 頁 設計図書: _____ 頁)

回 答